

不動産の表示に関する公正競争規約

不動産の表示に関する公正競争規約施行規則

(別表1～別表11)

新旧対照表

【変更箇所のみ】

平成24年5月31日

不動産公正取引協議会連合会

## 不動産の表示に関する公正競争規約新旧対照表

(下線は変更部分)

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第4条</b></p> <p>6 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(3) <b>予告広告</b> 分譲宅地、新築分譲住宅、新築分譲マンション、新築賃貸マンション<u>又は新築賃貸アパート</u>であって、価格等が確定していないため、直ちに取引することができない物件について、その本広告（第8条に規定する必要な表示事項をすべて表示して物件の取引の申込みを勧誘するための広告表示をいう。）に先立ち、その取引開始時期をあらかじめ告知する広告表示をいう。</p> <p>(5) <b>シリーズ広告</b> 分譲宅地、新築分譲住宅、新築分譲マンション、新築賃貸マンション<u>又は新築賃貸アパート</u>に関する広告表示であって、一の企画に基づき、1年以内に、順次、連続して4回以上又は6か月以内に3回以上にわたって行う一連の広告表示をいう。</p> <p>(その他の不当表示)</p> <p><b>第23条</b> 事業者は、次に掲げる広告表示をしてはならない。</p> <p>(42) モデル・ルーム又は写真、コンピュータグラフィックス、見取図、完成図若しくは完成予想図による表示であって、物件の規模、形状、構造等について、<u>事実</u>に相違する表示又は実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示</p> <p>(60) 公的機関の融資に係る条件について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示</p> <p>2 事業者は、前項に掲げるもののほか、物件の取引に関する事項について、<u>事実</u>に相違する表示であって、不当に顧客を誘引し、<u>一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第4条</b></p> <p>6 同左</p> <p>(3) <b>予告広告</b> 分譲宅地、新築分譲住宅、新築分譲マンション又は新築賃貸マンションであって、価格等が確定していないため、直ちに取引することができない物件について、その本広告（第8条に規定する必要な表示事項をすべて表示して物件の取引の申込みを勧誘するための広告表示をいう。）に先立ち、その取引開始時期をあらかじめ告知する広告表示をいう。</p> <p>(5) <b>シリーズ広告</b> 分譲宅地、新築分譲住宅、新築分譲マンション<u>又は新築賃貸マンション</u>に関する広告表示であって、一の企画に基づき、1年以内に、順次、連続して4回以上又は6か月以内に3回以上にわたって行う一連の広告表示をいう。</p> <p>(その他の不当表示)</p> <p><b>第23条</b> 同左</p> <p>(42) モデル・ルーム又は写真、コンピュータグラフィックス、見取図、完成図若しくは完成予想図による表示であって、物件の規模、形状、構造等について、<u>実際</u>のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示</p> <p>(60) <u>住宅金融公庫</u><u>その他の</u>公的機関の融資に係る条件について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示</p> <p>2 事業者は、前項に掲げるもののほか、物件の取引に関する事項について、<u>事実</u>に相違する表示であって、不当に顧客を誘引し、<u>公正な競争</u>を阻害するおそれがあると認められる</p>

新	旧
<p><u>業者間の公正な競争</u>を阻害するおそれがあると認められる広告表示をしてはならない。</p> <p>(組織及び事業)</p> <p><b>第25条</b> この規約を円滑、かつ、効果的に実施するため、社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、<u>公益社団法人</u>首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び一般社団法人九州不動産公正取引協議会（以下これらを「公正取引協議会」という。）並びに不動産公正取引協議会連合会（以下「公正取引協議会連合会」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の公正取引協議会の地区は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>公益社団法人</u>首都圏不動産公正取引協議会 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域</p> <p>(4)～(9)略</p>	<p>広告表示をしてはならない。</p> <p>(組織及び事業)</p> <p><b>第25条</b> この規約を円滑、かつ、効果的に実施するため、社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、<u>社団法人</u>首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び一般社団法人九州不動産公正取引協議会（以下これらを「公正取引協議会」という。）並びに不動産公正取引協議会連合会（以下「公正取引協議会連合会」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の公正取引協議会の地区は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>社団法人</u>首都圏不動産公正取引協議会 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域</p> <p>(4)～(9)略</p>

**附 則**

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

## 不動産の表示に関する公正競争規約施行規則新旧対照表

(下線は変更部分)

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第1条</b> この規則において使用する用語であつて、不動産の表示に関する公正競争規約(「以下「規約」という。)で使用する用語と同一のものは、これと同一の意義に使用するものとする。</p> <p><b>2</b> 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <b>賃貸戸数</b> 賃貸しようとする新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートの住戸の数をいう。</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p><b>第4条</b> 規約第8条(必要な表示事項)に規定する必要な表示事項は、前条に掲げる区分による物件の種別ごとに、それぞれの種別に対応する別表1から別表10の表示媒体欄に「○」及び「●」の記号を付した事項とする。ただし、小規模団地にあつては、別表1、別表4及び別表6中「○」の記号を付した事項のうち、「☆」の記号を付した事項を除いた事項とする。</p> <p><b>2</b> 別表1(分譲宅地)、別表4(新築分譲住宅)又は別表6(新築分譲マンション)に基づく表示事項をパンフレット等に表示する場合において、次の各号の一に該当する場合には、前項に定める事項のほか、それぞれ各号に定める事項とする。</p> <p>(1) 日照その他物件の環境条件に影響を及ぼすおそれのある建物の建築計画又は宅地の造成計画であつて自己に係るもの又は自己が知り得たものがある場合には、その旨及びその規模</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第1条</b> 同左</p> <p><b>2</b> 同左</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <b>賃貸戸数</b> 賃貸しようとする新築賃貸マンションの住戸の数をいう。</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p><b>第4条</b> 同左</p> <p><b>2</b> 別表1(分譲宅地)、別表4(新築分譲住宅)又は別表6(新築分譲マンション)に基づく表示事項をパンフレットに表示する場合において、次の各号の一に該当する場合には、前項に定める事項のほか、それぞれ各号に定める事項とする。</p> <p>(1) 日照その他物件の環境条件に影響を及ぼすおそれのある建物の建築計画又は宅地の造成計画であつて自己に係るものがある場合には、その旨及びその規模</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(インターネット広告に係る必要な表示事項)</p> <p><b>第5条</b> <u>削除 (以下、繰り上げ)</u></p> <p style="text-align: center;">(予告広告に係る必要な表示事項)</p> <p><b>第5条</b> 規約第9条 (予告広告における特例) 第1項に規定する予告広告において省略することができる表示事項は、別表1、別表4、別表6 <u>及び別表8</u> 中「●」の記号を付した事項とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 規約第9条第4項の規則で定める必要な表示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 予告広告である旨</p> <p>(2) 価格若しくは賃料 (入札・競り売りの方法による場合は、最低売却価格又は最低取引賃料) が未定である旨又は予定最低価格 (賃料)、予定最高価格 (賃料) 及び予定最高価格帯</p> <p>(3) 販売予定時期又は取引開始予定時期</p> <p>(4) <u>本広告を行い取引を開始するまでは</u>、契約又は予約の申込みは一切応じない旨及び申込みの順位の確保に関する措置を講じない旨</p> <p>(5) 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">(物件の内容・取引条件等に係る表示基準)</p> <p><b>第10条</b> 規約第15条 (物件の内容・取引条件等の表示基準) 各号に規定する事項について表示するときは、次の各号に定めるところにより表示する。</p> <p>(16) 住宅の居室等の広さを畳数で表示する場合においては、畳1枚当たりの広さは1.62平方メートル (各室の壁心面積を畳数で除した数値) 以上の広さがあるという意味で用いること。</p>	<p style="text-align: center;">(インターネット広告に係る必要な表示事項)</p> <p><b>第5条</b> <u>インターネット広告に係る必要な表示事項は、別表11の物件の種別欄に「○」及び「●」の記号を付した事項とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(予告広告に係る必要な表示事項)</p> <p><b>第6条</b> 規約第9条 (予告広告における特例) 第1項に規定する予告広告において省略することができる表示事項は、別表1、別表4、別表6、別表8 <u>及び別表11</u> 中「●」の記号を付した事項とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 規約第9条第4項の規則で定める必要な表示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) <u>本広告を行うまでは</u>、契約又は予約の申込みは一切応じない旨及び申込みの順位の確保に関する措置を講じない旨</p> <p>(5) 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">(物件の内容・取引条件等に係る表示基準)</p> <p><b>第11条</b> 同左</p> <p>(16) 住宅の居室等の広さを畳数で表示する場合においては、畳1枚当たりの広さは1.62平方メートル (各室の壁心面積を畳数で除した数値) 以上の広さがあるという意味で用いること。<u>ただし、新築住宅以外の住宅であつて、1畳当たりの面積が1.62平方メートルに満たないものについては、その旨及び畳1</u></p>

新	旧
<p>(21) 建物を<u>リフォーム</u>又は改築（以下「<u>リフォーム等</u>」という。）したことを表示する場合は、その<u>リフォーム等</u>の内容及び時期を明示すること。</p> <p>(34) <u>土地</u>の価格については、上下水道施設・都市ガス供給施設の設置のための費用その他宅地造成に係る費用（これらの費用に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されるときは、その額を含む。）を含めて表示すること。</p> <p>(35) 土地の価格については、1区画当たりの価格を表示すること。ただし、1区画当たりの<u>土地面積</u>を明らかにし、これを基礎として算出する場合に限り、1平方メートル当たりの価格で表示することができる。</p> <p>(40) 賃貸される住宅（マンション又は<u>アパート</u>）にあつては、住戸）の賃料については、1か月当たりの賃料を表示すること。ただし、<u>新築賃貸マンション</u>又は<u>新築賃貸アパート</u>の賃料について、すべての住戸の賃料を表示することが困難である場合は、1住戸当たりの最低賃料及び最高賃料を表示すること。</p> <p>(44) 住宅ローン（銀行その他の金融機関が行う物件の購入資金及びこれらの購入に付帯して必要とされる費用に係る金銭の貸借）については、次に掲げる事項を明示して表示すること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 借入金の利率及び利息を徴する方式（固定金利型、固定金利指定型、変動金利型、上限金利付変動金利型等の種別）又は返済例（<u>借入金、返済期間、利率等の返済例に係る前提条件を併記すること。</u>）</p> <p>(47) 削除</p>	<p><u>枚当たりの広さを明示して表示することができる。</u></p> <p>(21) 建物を<u>改装</u>又は改築（以下「<u>改装等</u>」という。）したことを表示する場合は、その<u>改装等</u>の内容及び時期を明示すること。</p> <p>(34) <u>宅地</u>の価格については、上下水道施設・都市ガス供給施設の設置のための費用その他宅地造成に係る費用（これらの費用に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されるときは、その額を含む。）を含めて表示すること。</p> <p>(35) 土地の価格については、1区画当たりの価格を表示すること。ただし、1区画当たりの<u>敷地面積</u>を明らかにし、これを基礎として算出する場合に限り、1平方メートル当たりの価格で表示することができる。</p> <p>(40) 賃貸される住宅（マンションにあつては、住戸）の賃料については、1か月当たりの賃料を表示すること。ただし、新築賃貸マンションの賃料について、すべての住戸の賃料を表示することが困難である場合は、1住戸当たりの最低賃料及び最高賃料を表示すること。</p> <p>(44) 同左</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 借入金の利率及び利息を徴する方式（固定金利型、固定金利指定型、変動金利型、上限金利付変動金利型等の種別）又は返済例</p> <p><u>(47) 住宅金融公庫の取り扱う融資について表示する場合には、同公庫の定めるところにより表示すること。</u></p>

新	旧
<p>(47) 購入した物件を賃貸した場合における「利回り」の表示については、当該物件の1年間の予定賃料収入の当該物件の取得対価に対する割合であるという意味で用い、その旨を明示して表示すること。この場合において、予定賃料収入が確実に得られることを保証するものではない旨及び「利回り」は、公租公課その他当該物件を維持するために必要な費用の控除前のものである旨を明示して表示すること。</p> <p>(<u>過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示</u>)</p> <p><b>第13条</b> <u>過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示は、次に掲げる要件のすべてに適合し、かつ、実際に、当該期間、当該価格で販売していたことを資料により客観的に明らかにすることができる場合を除き、規約第20条において禁止する不当な二重価格表示に該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>過去の販売価格の公表時期及び値下げの時期を明示したものであること。</u></p> <p>(2) <u>比較対照価格に用いる過去の販売価格は、値下げの3か月以上前に公表された価格であって、かつ、値下げ前3か月以上にわたり実際に販売のために公表していた価格であること。</u></p> <p>(3) <u>値下げの時期から6か月以内に表示するものであること。</u>  <u>ただし、6か月以内であっても災害その他の事情により物件の価値に同一性が認められなくなった場合には、同一性が認められる時点までに限る。</u></p> <p>(4) <u>土地（現況有姿分譲地を除く。）又は建物（共有制リゾートクラブ会員権を除く。）について行う表示であること。</u></p>	<p>(48) 同左</p> <p>(<u>旧価格を比較対照価格とする二重価格表示</u>)</p> <p><b>第14条</b> <u>旧価格（値下げの3か月以上前に公表された価格であって、かつ、値下げ前3か月以上にわたり実際に販売していた価格）を比較対照価格とする二重価格表示は、次に掲げる要件のすべてに適合し、かつ、実際に、当該期間、当該価格で販売していたことを資料により客観的に明らかにすることができる場合を除き、規約第20条において禁止する不当な二重価格表示に該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>旧価格の公表時期及び値下げの時期を明示したものであること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(2) <u>値下げの時期から6か月以内に表示するものであること。</u></p> <p>(3) <u>建築後2年以内の建物であって、居住の用に供されたことがない建物について行う表示であること。</u></p>

**附 則**

この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。





## 別表の新旧対照表

### 【変更点の要旨】

(1) 別表の整理・統合及び必要な表示事項の追加について

別表11の「インターネット広告」を削除し、同表で定める必要な表示事項を別表1から別表10の媒体欄に「インターネット広告」を置いて、ここに移設するとともに、インターネットにおける情報を整備するため、各表のうち別表10を除き必要な表示事項を一部追加する。

また、別表1から別表10のインターネット広告に「情報登録日又は直前の更新日及び次回更新予定日」を独立させる。

【インターネット広告の必要表示事項の追加事項数】（別表11から移した事項を除く。）

別表1（分譲宅地）：2項目

別表2（現況有姿分譲地）：1項目

別表3（売地・貸地）：1項目

別表4（新築分譲住宅）：4項目

別表5（新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で残戸数が1戸のもの）：2項目

別表6（新築分譲マンション）：5項目

別表7（中古マンション・新築分譲マンションで残戸数が1戸のもの）：2項目

別表8（新築賃貸マンション・新築賃貸アパート）：2項目

別表9（中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートで残戸数が1戸のもの）：2項目

(2) 別表1から別表5において、「区画面積」又は「土地の区画面積」としている事項を「土地面積」に統一する。

(3) 別表1（分譲宅地）、別表4（新築分譲住宅）及び別表6（新築分譲マンション）において、「主たる施設の概要」又は「主たる設備の概要」としている事項を「主たる設備等の概要」に統一する。

(4) (注) 書きに関する事項について

ア 別表1（分譲宅地）の事項番号15の規程中、市街化調整区域に所在する土地に関しては、文言を修正して(注)に移す。また、この文言を別表3（売地・貸地）の(注)に追加する。

イ 別表1（分譲宅地）、別表4（新築分譲住宅）及び別表6（新築分譲マンション）の(注)に「パンフレット等には、施行規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。」を追加する。

ウ 別表1（分譲宅地）、別表4（新築分譲住宅）、別表6（新築分譲マンション）及び別表8（新築賃貸マンション・新築賃貸アパート）の(注)の予告広告に関する事項は、施行規則第5条（予告広告に係る必要な表示事項）の事項を確認的に規定したものであることから、参照条項のみを示すこととし、当該各表を見やすくする。

(5) 別表1（分譲宅地）、別表4（新築分譲住宅）及び別表6（新築分譲マンション）の物件種別名の後にある括弧内の文言を統一的な書き振りに改める。

(6) 別表8（新築賃貸マンション・新築賃貸アパート）及び別表9（中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートで残戸数が1戸のもの）に、「家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額」を追加する。

また、これらの別表に掲げる賃料等の事項以外の費用を当初の契約時からその期間満了時まで必要とするときは、その費目及びその額を記載するよう「注書き」することとする。

【新】（下線は変更部分）

別表1 分譲宅地（小規模団地を含み、残区画数が1区画のものを除く。）

事 項		媒 体			
		パンフレット等	住宅専門雑誌記事 新聞記事下広告 新聞折込チラシ等	その他の新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○		○
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○		○
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○		○☆
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○☆		
8	売主と事業主（宅地造成事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号	○			
9	物件の所在地（パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては地番を省略することができる。）	○	○	○	○
10	交通の利便	○	○	○	○
11	開発面積	○	○☆		
12	総区画数	○	○☆		
13	販売区画数	●	●	●	●
14	土地面積及び私道負担面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○	○
15	地目及び用途地域（注1）	○	○	○	○
16	建ぺい率及び容積率（容積率の制限があるときは、制限の内容）	○	○	○	○
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○		○
18	道路の幅員	○	○		
19	主たる設備等の概要	○	●		
20	工事の完了予定年月（パンフレット等の媒体を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	○	○
21	① 価格（パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその区画数のみで表示することができる。）	●	●	●	●
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額				
22	① 借地の場合はその旨	○	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
	③ 1か月当たりの借地料				
23	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	○	○
24	取引条件の有効期限	●	●		
25	情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日				●

(注) 1 市街化調整区域の土地にあっては、用途地域に代えて市街化調整区域である旨を明示するほか、都市計画法施行令第36条第1項第3号ロ又はハに該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載すること。  
 2 パンフレット等には、施行規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。  
 3 予告広告においては、施行規則第5条に定める「予告広告に係る必要な表示事項」を記載すること。

4 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。  
 5 「○」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

【旧】（下線は変更部分）

別表1 分譲宅地（小規模団地を含む。）

事 項		媒 体		
		パンフレット等	新聞折込チラシ等 新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事中心広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○	
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○☆	
8	売主と事業主（宅地造成事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号	○		
9	物件の所在地（パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては地番を省略することができる。）	○	○	○
10	交通の利便	○	○	○
11	開発面積	○	○☆	
12	総区画数	○	○☆	
13	販売区画数	●	●	●
14	区画面積及び私道負担面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○
15	地目及び用途地域、並びに市街化調整区域内で都市計画法第29条に規定する開発許可を受けているもの及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ロ又はハに該当するものについては、その旨	○	○	○
16	建ぺい率及び容積率（容積率の制限があるときは、制限の内容）	○	○	○
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	
18	道路の幅員	○	○	
19	主たる施設の概要	○	●	
20	工事の完了予定年月（パンフレット等の媒体を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	○
21	① 価格（パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその区画数のみで表示することができる。）	●	●	●
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額			
22	① 借地の場合はその旨	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●
	③ 1か月当たりの借地料	○	○	○
23	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第13条に定める事項	○	○	○
24	取引条件の有効期限	●	●	

(注)

1 予告広告においては、①予告広告である旨（目立つ場所に14ポイント以上の大きさの文字で記載する。）、②価格（入札・競り売りの方法による場合は、最低売却価格）が未定である旨又は予定最低価格、予定最高価格及び予定最多価格帯、③販売予定時期、④本広告を行うまでは、契約又は予約の申込みは一切応じない旨及び申込みの順位の確保に関する措置を講じない旨、並びに、⑤予告広告をする時点において、すべての予定販売区画を一括して販売するか又は数期に分けて販売するかが確定していない場合は、その旨及び当該予告広告以降に行う本広告において販売区画数を明示する旨を記載すること。

2 同左

3 同左

【新】（下線は変更部分）

別表2 現況有姿分譲地

事項	媒体			
	パンフレット等	住宅専門雑誌記事 新聞記事下広告	新聞折込チラシ等	その他の新聞・雑誌広告
1 広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2 広告主の事務所の所在地	○	○		○
3 広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4 宅建業法による免許証番号	○	○		○
5 所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○		○
6 取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7 広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○		
8 物件の所在地	○	○	○	○
9 交通の利便	○	○	○	○
10 総区画数	○	○		
11 販売区画数	○	○	○	○
12 総面積及び販売総面積	○	○	○	○
13 <u>土地面積</u> 又は分割可能最小面積並びに通路負担があるときはその旨及びその面積	○	○	○	○
14 地目及び市街化区域内の土地については用途地域	○	○	○	○
15 「この土地は、現況有姿分譲地ですから、住宅等を建築して生活するために必要とされる施設はありません」という文言（16ポイント以上の大きさの文字（新聞折込チラシ等及びパンフレット等以外の媒体を除く。）で記載すること。）	○	○	○	○
16 市街化調整区域内の土地であるときは、「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません」という文言（16ポイント以上の大きさの文字（新聞折込チラシ等及びパンフレット等以外の媒体を除く。）で記載すること。）	○	○	○	○
17 都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	○	○	○	○
18 価格（最低価格・最高価格）	○	○	○	○
19 価格のほかに、測量費、境界石等の費用を要するときは、その旨及びその額	○	○	○	○
20 入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	○	○
21 取引条件の有効期限	○	○		
22 <u>情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日</u>				○

【旧】（下線は変更部分）

別表2 現況有姿分譲地

事 項		媒 体		
		パンフレット等	住宅専門雑誌記事 新聞記事下広告 新聞折込チラシ等	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○	
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○	
8	物件の所在地	○	○	○
9	交通の利便	○	○	○
10	総区画数	○	○	
11	販売区画数	○	○	○
12	総面積及び販売総面積	○	○	○
13	区画面積又は分割可能最小面積並びに通路負担があるときはその旨及びその面積	○	○	○
14	地目及び市街化区域内の土地については用途地域	○	○	○
15	「この土地は、現況有姿分譲地ですから、住宅等を建築して生活するために必要とされる施設はありません」という文言（16ポイント以上の大きさの文字（新聞折込チラシ等及びパンフレット等以外の媒体を除く。）で記載すること。）	○	○	○
16	市街化調整区域内の土地であるときは、「この土地は、市街化調整区域内の土地ですから、宅地の造成及び建物の建築はできません」という文言（16ポイント以上の大きさの文字（新聞折込チラシ等及びパンフレット等以外の媒体を除く。）で記載すること。）	○	○	○
17	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	○	○	○
18	価格（最低価格・最高価格）	○	○	○
19	価格のほか、測量費、境界石等の費用を要するときは、その旨及びその額	○	○	○
20	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第13条に定める事項	○	○	○
21	取引条件の有効期限	○	○	

【新】（下線は変更部分）

別表3 売地・貸地

事 項		媒 体		
		新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○	○
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○		
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○		○
8	交通の利便	○	○	○
9	土地面積及び私道負担面積	○	○	○
10	用途地域（注）及び地目	○	○	○
11	建ぺい率及び容積率（容積率の制限があるときは、制限の内容）	○	○	○
12	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	○	○	○
13	① 価格	○	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額			
14	① 借地の場合はその旨	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額			
	③ 1か月当たりの借地料			
15	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	○
16	取引条件の有効期限	○		
17	情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日			○

（注） 市街化調整区域の土地にあっては、用途地域に代えて市街化調整区域である旨を明示するほか、都市計画法施行令第36条第1項第3号ロ又はハに該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載すること。

【旧】（下線は変更部分）

別表3 売地・貸地

事 項		媒 体	
		新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○	
8	交通の利便	○	○
9	<u>区画面積</u> 及び私道負担面積	○	○
10	用途地域及び地目	○	○
11	建ぺい率及び容積率（容積率の制限があるときは、制限の内容）	○	○
12	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	○	○
13	① 価格	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額		
14	① 借地の場合はその旨	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額		
	③ 1か月当たりの借地料		
15	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則 <u>第13条</u> に定める事項	○	○
16	取引条件の有効期限	○	

【新】（下線は変更部分）

別表4 新築分譲住宅（小規模団地を含み、残戸数が1戸のものを除く。）

事 項		媒 体			
		パンフレット等	住宅専門雑誌・新聞記事・新聞折込チラシ等	その他の新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○		○
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○		○
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○		○☆
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○☆		
8	売主と事業主（宅地造成事業又は建物建築事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号	○			
9	物件の所在地（パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を省略することができる。）	○	○	○	○
10	交通の利便	○	○	○	○
11	総戸数	○	○☆		
12	販売戸数	●	●	●	●
13	土地面積及び私道負担面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○	○
14	用途地域	○	○	○	○
15	建物面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○	○
16	建物の主たる部分の構造	○	○☆		○
17	連棟式建物であるときは、その旨	○	○	○	○
18	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○		○
19	主たる設備等の概要	○	●		
20	道路の幅員	○	○☆		
21	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○	○	○
22	① 価格（パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる。）	●	●	●	●
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額				
23	① 借地の場合はその旨	○	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
	③ 1か月当たりの借地料				
24	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	○	○
25	取引条件の有効期限	●	●		
26	情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日				●

(注) 1 パンフレット等には、施行規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。  
 2 予告広告においては、施行規則第5条に定める「予告広告に係る必要な表示事項」を記載すること。

3 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。  
 4 「○」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。



【旧】（下線は変更部分）

別表4 新築分譲住宅（2戸以上の分譲物件及び小規模団地を含む。）

事項	媒体			
	パンフレット等	新聞折込チラシ等 新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事 中広告	その他の新聞・雑誌 広告	
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○	
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○☆	
8	売主と事業主（宅地造成事業又は建物建築事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号	○		
9	物件の所在地（パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を省略することができる。）	○	○	○
10	交通の利便	○	○	○
11	総戸数	○	○☆	
12	販売戸数	●	●	●
13	土地の区画面積及び私道負担面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○
14	用途地域	○	○	○
15	建物面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○
16	建物の主たる部分の構造	○	○☆	
17	連棟式建物であるときは、その旨	○	○	○
18	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	
19	主たる設備の概要	○	●	
20	道路の幅員	○	○☆	
21	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○	○
22	① 価格（パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる。）	●	●	●
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額			
23	① 借地の場合はその旨	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●
	③ 1か月当たりの借地料			
24	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第13条に定める事項	○	○	○
25	取引条件の有効期限	●	●	

(注)

1 予告広告においては、①予告広告である旨（目立つ場所に14ポイント以上の大きさの文字で記載する。）、②価格（入札・競り売りの方法による場合は、最低売却価格）が未定である旨又は予定最低価格、予定最高価格及び予定最多価格帯、③販売予定時期、④本広告を行うまでは、契約又は予約の申込みに一切応じない旨及び申込みの順位に関する措置を講じない旨、並びに、⑤予告広告をする時点において、すべての予定販売戸数を一括して販売するか又は数期に分けて販売するかが確定していない場合は、その旨及び当該予告広告以降に行う本広告において販売戸数を明示する旨を記載すること。

2 同左

3 同左

【新】（下線は変更部分）

別表5 新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で残戸数が1戸のもの

事 項		媒 体		
		新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○	○
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○		
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○		○
8	交通の利便	○	○	○
9	<u>土地面積</u> 及び私道負担面積	○	○	○
10	建物面積	○	○	○
11	連棟式建物であるときは、その旨	○	○	○
12	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（建築工事が完了済みの場合は省略可）	○		○
13	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○	○
14	① 価格	○	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額			
15	① 借地の場合はその旨	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額			
	③ 1か月当たりの借地料			
16	入札及び競り売りの方法による場合においては、 <u>規則第12条</u> に定める事項	○	○	○
17	取引条件の有効期限	○		
18	<u>情報登録日</u> 又は直前の更新日及び次回の更新予定日			○

【旧】（下線は変更部分）

別表5 新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で残戸数が1戸のもの

事 項		媒 体	
		新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○	
8	交通の利便	○	○
9	土地の区画面積及び私道負担面積	○	○
10	建物面積	○	○
11	連棟式建物であるときは、その旨	○	○
12	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（建築工事が完了済みの場合は省略可）	○	
13	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○
14	① 価格	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額		
15	① 借地の場合はその旨	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額		
	③ 1か月当たりの借地料		
16	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第13条に定める事項	○	○
17	取引条件の有効期限	○	

【新】（下線は変更部分）

別表6 新築分譲マンション（小規模団地を含み、残戸数が1戸のものを除く。）

事項	媒体				
	パンフレット等	住宅専門雑誌記事 新聞記事下広告 新聞折込チラシ等	その他の新聞・雑誌広告	インターネット広告	
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○		○
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○		○
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○		○☆
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○☆		
8	施工会社の名称又は商号	○	○		○
9	売主と事業主（宅地造成事業又は建物建築事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号	○			
10	物件の所在地（パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を省略することができる。）	○	○	○	○
11	交通の利便	○	○	○	○
12	総戸数	○	○☆		
13	販売戸数	●	●	●	●
14	敷地面積	○	○	○	○
15	用途地域	○	○	○	○
16	構造及び階数	○	○	○	○
17	専有面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○	○
18	バルコニー面積	○	○		○
19	専有面積が壁芯面積である旨及び登記面積はこれより少ない旨	○			
20	管理形態	○	○	○	○
21	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○		○
22	主たる設備等の概要及び設備等の利用について条件があるときは、その条件の内容（敷地外駐車場についてはその旨及び将来の取扱い）	○	●		●
23	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○	○	○
24	① 価格（パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる。）	●	●	●	●
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額				
25	① 借地の場合はその旨	○	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
26	建物の配置図及び方位	○			
27	管理費及び修繕積立金等	●	●	●	●
28	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	○	○
29	取引条件の有効期限	●	●		
30	情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日				●

(注) 1 パンフレット等には、施行規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。  
 2 予告広告においては、施行規則第5条に定める「予告広告に係る必要な表示事項」を記載すること。

3 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。

4 「○」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

【旧】 (下線は変更部分)

別表6 新築分譲マンション(小規模団地を含み、残住戸1戸のみの新築分譲マンションを除く。)

事項	媒体			
	パンフレット等	住宅専門雑誌記事中心広告	新聞折込チラシ等 新聞記事下広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所(宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。)の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○	
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	取引態様(売主、代理、媒介(仲介)の別)	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○☆	
8	施工会社の名称又は商号	○	○	
9	売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称又は商号	○		
10	物件の所在地(パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を省略することができる。)	○	○	○
11	交通の利便	○	○	○
12	総戸数	○	○☆	
13	販売戸数	●	●	●
14	敷地面積	○	○	○
15	用途地域	○	○	○
16	構造及び階数	○	○	○
17	専有面積(パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。)	○	○	○
18	バルコニー面積	○	○	
19	専有面積が壁芯面積である旨及び登記面積はこれより少ない旨	○		
20	管理形態	○	○	○
21	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号(パンフレット等の媒体を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる。)	○	○	
22	主たる設備の概要及び設備の利用について条件があるときは、その条件の内容(敷地外駐車場についてはその旨及び将来の取扱い)	○	●	
23	建物の建築年月(建築工事が完了していない場合は、入居予定年月)	○	○	○
24	① 価格(パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる。)	●	●	●
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額			
25	① 借地の場合はその旨	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●
26	建物の配置図及び方位	○		
27	管理費及び修繕積立金等	●	●	●
28	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第13条に定める事項	○	○	○
29	取引条件の有効期限	●	●	

(注)

1 予告広告においては、①予告広告である旨(目立つ場所に14ポイント以上の大きさの文字で記載する。)②価格(入札・競り売りの方法による場合は、最低売却価格)が未定である旨又は予定最低価格、予定最高価格及び予定最多価格帯、③販売予定時期、④本広告を行うまでは、契約又は予約の申込みに一切応じない旨及び申込みの順位の確保に関する措置を講じない旨、並びに、⑤予告広告をする時点において、すべての予定販売戸数を一括して販売するか又は数期に分けて販売するかが確定していない場合は、その旨及び当該予告広告以降に行う本広告において販売戸数を明示する旨を記載すること。

2 同左

3 同左

【新】（下線は変更部分）

別表7 中古マンション・新築分譲マンションで残戸数が1戸のもの

事 項		媒 体		
		新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○		○
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○		○
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○		
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○		○
8	交通の利便	○	○	○
9	階数及び当該物件が存在する階	○	○	○
10	専有面積	○	○	○
11	バルコニー面積	○		○
12	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○	○
13	① 価格	○	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額			
14	借地の場合はその旨及び当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	○	○	○
15	管理費及び修繕積立金等	○	○	○
16	管理方式（管理人の勤務形態。自主管理の場合はその旨）	○		○
17	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	○
18	取引条件の有効期限	○		
19	情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日			○

【旧】（下線は変更部分）

別表7 中古マンション・新築分譲マンションで残戸数が1戸のもの

事 項		媒 体	
		新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○	
8	交通の利便	○	○
9	階数及び当該物件が存在する階	○	○
10	専有面積	○	○
11	バルコニー面積	○	
12	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○
13	① 価格	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額		
14	借地の場合はその旨及び当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	○	○
15	管理費及び修繕積立金等	○	○
16	管理方式（管理人の勤務形態。自主管理の場合はその旨）	○	
17	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第13条に定める事項	○	○
18	取引条件の有効期限	○	

【新】（下線は変更部分）

別表 8 新築賃貸マンション・新築賃貸アパート

事 項	媒 体			
	パンフレット等	住宅専門雑誌・新聞記事下広告 新聞折込チラシ等	その他の新聞・雑誌広告	インターネット広告
1 広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2 広告主の事務所の所在地	○	○		○
3 広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4 宅建業法による免許証番号	○	○		○
5 所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○		
6 取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7 物件の所在地	○	○		○
8 交通の利便	○	○	○	○
9 賃貸戸数	●	●	●	●
10 専有面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○	○
11 構造及び階数（パンフレット等の媒体を除き、賃貸戸数が10未満の場合は省略することができる。）	○	○		
12 建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○	○	○
13 賃料（パンフレット等の媒体を除き、最低賃料及び最高賃料のみで表示することができる。）	●	●	●	●
14 礼金等を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
15 敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額（償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合）	●	●	●	●
16 住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	○	○	○	○
17 家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
18 管理費又は共益費等	●	●	●	●
19 駐車場、倉庫等の設備の利用条件（敷地外の駐車場についてはその旨及び将来の取扱い）	●	●		
20 定期建物賃貸借であるときはその旨及びその期間	○	○	○	○
21 入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	○	○
22 取引条件の有効期限	●	●		
23 情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日				○

(注) 1 当初の契約時からその期間満了時まで、事項番号13から19以外の費用を必要とするときは、その費目及びその額を記載すること。

2 予告広告においては、施行規則第5条に定める「予告広告に係る必要な表示事項」を記載すること。

3 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。



【旧】 (下線は変更部分)

別表 8 新築賃貸マンション・新築賃貸アパート

事 項		媒 体		
		パンフレット等	新聞折込チラシ等 新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事中広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○	
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	物件の所在地	○	○	
8	交通の利便	○	○	○
9	賃貸戸数	●	●	●
10	専有面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○
11	構造及び階数（パンフレット等の媒体を除き、賃貸戸数が10未満の場合は省略することができる。）	○	○	
12	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○	○
13	賃料（パンフレット等の媒体を除き、最低賃料及び最高賃料のみで表示することができる。）	●	●	●
14	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●
15	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額（償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合）	●	●	●
16	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	○	○	○
17	管理費又は共益費等	●	●	●
18	駐車場、倉庫等の設備の利用条件（敷地外の駐車場についてはその旨及び将来の取扱い）	●	●	
19	定期建物賃貸借であるときはその旨及びその期間	○	○	○
20	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第13条に定める事項	○	○	○
21	取引条件の有効期限	●	●	

(注)

1 予告広告においては、①予告広告である旨（目立つ場所に14ポイント以上の大きさの文字で記載する。）、②賃料（入札・競り売りの方法による場合は、最低取引賃料）が未定である旨又は予定最低賃料及び予定最高賃料、③取引開始予定時期、④本広告を行うまでは、契約又は予約の申込みは一切応じない旨及び申込みの順位の確保に関する措置を講じない旨、並びに、⑤予告広告をする時点において、すべての予定賃貸戸数を一括して取引するか又は数期に分けて取引するかが確定していない場合は、その旨及び当該予告広告以降に行う本広告において賃貸戸数を明示する旨を記載すること。

2 同左

【新】（下線は変更部分）

別表9 中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートで残戸数が1戸のもの

事 項		媒 体		
		新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告	インターネット広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○		○
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○		○
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○		
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○		○
8	交通の利便	○	○	○
9	建物面積又は専有面積	○	○	○
10	建物の建築年（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○	○
11	賃料	○	○	○
12	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	○	○	○
13	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額（償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合）	○	○	○
14	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	○	○	○
15	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	○	○	○
16	管理費又は共益費等	○	○	○
17	定期建物賃貸借であるときはその旨及びその期間	○	○	○
18	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	○
19	取引条件の有効期限	○		
20	情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日			○

（注） 当初の契約時からその期間満了時まで、事項番号11から16以外の費用を必要とするときは、その費目及びその額を記載すること。

【旧】（下線は変更部分）

別表9 中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートで残戸数が1戸のもの

事 項		媒 体	
		新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○	
8	交通の利便	○	○
9	建物面積又は専有面積	○	○
10	建物の建築年（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○
11	賃料	○	○
12	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	○	○
13	敷金、保証金を必要とするときは、その旨及びその額（償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合）	○	○
14	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	○	○
15	管理費又は共益費等	○	○
16	定期建物賃貸借であるときはその旨及びその期間	○	○
17	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第13条に定める事項	○	○
18	取引条件の有効期限	○	

【新】（下線は変更部分）

別表10 共有制リゾートクラブ会員権

事項	媒体			
	パンフレット等	住宅専門雑誌記事 新聞記事下広告 新聞折込チラシ等	その他の新聞・雑誌 広告	インターネット 広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○	○
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○	
8	売主と事業主（宅地造成事業又は建物建築事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号	○		
9	物件の所在地	○	○	○
10	交通の利便	○	○	○
11	敷地面積	○	○	○
12	借地の場合はその旨	○	○	○
13	当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	○		
14	建築面積及び延べ面積	○	○	
15	専有面積	○	○	○
16	構造及び階数	○	○	○
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	
18	会員権の種類（共有制、合有制等の別等）	○	○	○
19	会員権の価格（入会金等を含む総額）	○	○	○
20	会員権の価格の内訳（預り金等返還するものについては返還条件）	○	○	
21	会費・管理費等の額	○	○	○
22	会員資格に制限があるときはその旨	○	○	
23	会員権の譲渡又は退会の可否及びその条件	○		
24	会員権の総口数及び今回募集口数	○	○	○
25	総客室数及び1室当たりの口数	○	○	○
26	建築年月（建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月）	○	○	○
27	① 施設の利用開始時期	○	○	○
	② 施設の利用料金	○	○	○
	③ 施設の予約調整方法	○	○	
	④ 施設の利用の制限	○		
	⑤ 1口当たりの年間利用可能日数	○	○	
28	付帯施設（譲渡対象物件以外のレストラン、売店、大浴場、レジャー施設等当該施設において会員が利用できる施設をいう。）の概要及びその利用条件（有料であることが明らかなものを除く。）	○	○	
29	会員権の売主と施設の運営主体とが異なる場合は、運営主体の名称	○		
30	相互利用施設（譲渡対象物件及び付帯施設以外で会員相互の施設相互利用契約に基づいて会員が利用できる施設をいう。）の有無	○	○	
31	相互利用施設の数及びその利用条件	○		
32	会員以外の者がクラブ施設を利用することができる場合はその旨	○		
33	施設を運用するときは、その旨とその内容	○		
34	取引条件の有効期限	○	○	
35	情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日			○

（注） 提携施設（共有制リゾートクラブの運営主体が、他のリゾート施設運営業者と提携して、会員に当該業者の保有又は管理しているリゾート施設を一般より有利な条件で利用させることを目的とした施設提携契約を締結している施設をいう。）について表示するときは、その利用条件の概要を表示すること

【旧】（下線は変更部分）

別表10 共有制リゾートクラブ会員権

事 項		媒 体		
		パンフレット等	新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事中心広告	新聞折込チラシ等 その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	○	
5	所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○	
8	売主と事業主（宅地造成事業又は建物建築事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号	○		
9	物件の所在地	○	○	○
10	交通の利便	○	○	○
11	敷地面積	○	○	○
12	借地の場合はその旨	○	○	○
13	当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	○		
14	建築面積及び延べ面積	○	○	
15	専有面積	○	○	○
16	構造及び階数	○	○	○
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	
18	会員権の種類（共有制、合有制等の別等）	○	○	○
19	会員権の価格（入会金等を含む総額）	○	○	○
20	会員権の価格の内訳（預り金等返還するものについては返還条件）	○	○	
21	会費・管理費等の額	○	○	○
22	会員資格に制限があるときはその旨	○	○	
23	会員権の譲渡又は退会の可否及びその条件	○		
24	会員権の総口数及び今回募集口数	○	○	○
25	総客室数及び1室当たりの口数	○	○	○
26	建築年月（建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月）	○	○	○
27	① 施設の利用開始時期	○	○	○
	② 施設の利用料金	○	○	○
	③ 施設の予約調整方法	○	○	
	④ 施設の利用の制限	○		
	⑤ 1口当たりの年間利用可能日数	○	○	
28	付帯施設（譲渡対象物件以外のレストラン、売店、大浴場、レジャー施設等当該施設において会員が利用できる施設をいう。）の概要及びその利用条件（有料であることが明らかなものを除く。）	○	○	
29	会員権の売主と施設の運営主体とが異なる場合は、運営主体の名称	○		
30	相互利用施設（譲渡対象物件及び付帯施設以外で会員相互の施設相互利用契約に基づいて会員が利用できる施設をいう。）の有無	○	○	
31	相互利用施設の数及びその利用条件	○		
32	会員以外の者がクラブ施設を利用することができる場合はその旨	○		
33	施設を運用するときは、その旨とその内容	○		
34	取引条件の有効期限	○	○	

（注） 提携施設（共有制リゾートクラブの運営主体が、他のリゾート施設運営業者と提携して、会員に当該業者の保有又は管理しているリゾート施設を一般より有利な条件で利用させることを目的とした施設提携契約を締結している施設をいう。）について表示するときは、その利用条件の概要を表示すること。

【新】

別表 1 1 インターネット広告

削 除

【旧】

別表 1 1 インターネット広告

事項	物件種別									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	分譲宅地	現況有姿分譲地	売地・貸地	新築分譲住宅	新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で残戸数が1戸のもの	新築分譲マンション	中古マンション・新築分譲マンションで残戸数が1戸のもの	新築賃貸マンション・新築賃貸アパート	中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートで残戸数が1戸のもの	共有制リゾートクラブ会員権
1	広告主の名称又は商号並びに事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	宅建業法による免許証番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	取引態様（売主、貸主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	施工会社の名称又は商号					○				
6	物件の所在地	○	○		○	○				○
7	交通の利便	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	総面積及び販売総面積		○							
9	区画面積又は分割可能最小面積及び通路負担があるときはその面積		○							
10	販売区画数	●	○							
11	販売戸数				●	●				
12	賃貸戸数							●		
13	建ぺい率及び容積率（容積率の制限があるときは、制限の内容）	○		○						
14	地目及び用途地域（物件種別番号1においては、市街化調整区域内で都市計画法第29条に規定する開発許可を受けているもの及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ロ又はハに該当するものについては、その旨）	○	○	○						
15	敷地面積					○				○
16	工事の完了予定年月（造成工事が完了済みの場合は省略可）	○								
17	土地の区画面積（最小面積・最大面積）及び私道負担面積	○		○	○	○				
18	建物面積又は専有面積				○	○	○	○	○	○
19	連棟式建物であるときは、その旨				○	○				
20	建物の建築年月（物件種別番号9においては建築年。建築工事が完了していない場合は、入居予定年月。物件種別番号10においては、工事の完了予定年月。）				○	○	○	○	○	○
21	構造及び階数					○				○
22	階数及び当該物件が存在する階						○			
23	価格（測量費、境界石等の費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること。）		○							
24	① 価格（物件種別番号1、4及び6にあつては、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその区画数又はその戸数）	●	○	●	○	●	○			
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であつて、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額									

【新】

別表 1 1 インターネット広告

削 除



【18】

別表 1 1 インターネット広告

物件種別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		分譲宅地	現況有姿分譲地	売地・貸地	新築分譲住宅	戸数が1戸のもの 新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で残	新築分譲マンション	残戸数が1戸のもの 中古マンション・新築分譲マンションで	新築賃貸マンション・新築賃貸アパート	中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートで残戸数が1戸のもの	共有制リゾートクラブ会員権
25	① 借地の場合はその旨	○		○	○	○	○	○			
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●		○	●	○	●	○			
	③ 1か月当たりの借地料（物件種別番号6及び7において、管理費等に含まれている場合は、省略することができる。）										
26	賃料								●	○	
27	礼金等を必要とするときはその旨及びその額								●	○	
28	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額（償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合）								●	○	
29	定期建物賃貸借であるときはその旨及びその期間							○	○		
30	管理費及び修繕積立金等						●	○			
31	管理費又は共益費等								●	○	
32	管理形態（物件種別番号7においては管理方式）						○	○			
33	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨								○	○	
34	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項		○	○							
35	「この土地は、現況有姿分譲地ですから、住宅等を建築して生活するために必要とされる施設はありません」という文言		○								
36	「この土地は、市街化調整区域内の土地ですから、宅地の造成及び建物の建築はできません」という文言		○								
37	会員権の種類（共有制、合有制等の別等）										○
38	会員権の価格（入会金等を含む総額）										○
39	会費・管理費等の額										○
40	会員権の総口数及び今回募集口数										○
41	総客室数及び1室当たりの口数										○
42	施設の利用開始時期及び施設の利用料金										○
43	入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第13条に定める事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
44	情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日	●	○	○	●	○	●	○	●	○	○

(注) 1 予告広告においては、①予告広告である旨、②価格若しくは賃料（入札・競り売りの方法による場合は、最低売却価格又は最低取引賃料）が未定である旨又は予定最低価格（賃料）、予定最高価格（賃料）及び予定最多価格帯、③販売開始予定時期又は取引開始予定時期、④本広告を行うまでは、契約又は予約の申込みは一切応じない旨及び申込みの順位確保に関する措置を講じない旨、並びに、⑤予告広告をする時点において、すべての予定販売区画、予定販売戸数又は予定賃貸戸数を一括して販売（取引）するか又は数期に分けて販売（取引）するかが確定していない場合は、その旨及び当該予告広告以降に行う本広告において販売区画数、販売戸数又は賃貸戸数を明示する旨を記載すること。

2 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。